

議案第 84 号

調停について

川崎簡易裁判所平成 28 年（ノ）第 57 号債務弁済協定調停事件について、次のとおり調停を成立させたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 6 月 5 日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 事件名 川崎簡易裁判所平成 28 年（ノ）第 57 号債務弁済協定調停事件

2 当事者 申立人 * * * * *

* * * * *

相手方 川 崎 市

3 調停内容

(1) 申立人 * * * * *（以下「* * * * *」という。）及び申立人 * * * * *（以下「* * * * *」という。）（以下「申立人ら」という。）は、相手方に対し、連帯して東京高等裁判所平成 24 年（ネ）第 4177 号賠償金反訴請求控訴事件における和解（以下「別訴和解」という。）の別紙和解金目録記載の和解金額 52, 288, 005 円から * * * * * が相手方に対して別訴和解に基づき支払った既払金 37, 908, 000 円を控除した残額 14, 380, 005 円（以下「本件 J V 工事分の和解金残金」という。）の支払義務があることを認める。

(2) * * * * * は、相手方に対し、52, 288, 005 円に対する平成 22

年12月1日から支払済みまで年8.25パーセントの割合による遅延損害金（以下「本件JV工事分の****に係る遅延損害金」という。）の支払義務があることを認める。

(3) ****は、相手方に対し、52,288,005円に対する平成27年10月1日から支払済みまで年8.25パーセントの割合による遅延損害金（以下「本件JV工事分の****に係る遅延損害金」という。）の支払義務があることを認める。

(4) ****は、相手方に対し、別訴和解の別紙和解金目録記載の和解金額28,504,350円及びこれに対する平成22年12月1日から支払済みまで年8.25パーセントの割合による遅延損害金の支払義務があることを認める。

(5) 申立人らは、連帯して本件JV工事分の和解金残金14,380,005円を、次のとおり分割して、相手方の指定する方法により支払う。なお、振込手数料は、申立人らの負担とする。

ア 平成29年7月から平成34年11月まで毎月末日限り 各218,000円

イ 平成34年12月末日限り 210,005円

(6) ****は、相手方に対し、第4項の金員の支払として29,745,506円（別訴和解の別紙和解金目録記載の支払金額）を、次のとおり分割して、相手方の指定する方法により支払う。なお、振込手数料は、****の負担とする。

ア 平成29年7月から平成34年11月まで毎月末日限り 各450,000円

イ 平成34年12月末日限り 495,506円

(7) ****は、相手方に対し、別訴和解の別紙和解金目録記載の支払金額

54,564,766円から和解金額52,288,005円を控除した残額2,276,761円（以下「本件残金」という。）を、次のとおり分割して、相手方の指定する方法により支払う。なお、振込手数料は、***の負担とする。

ア 平成29年7月から平成34年11月まで毎月末日限り 各34,000円

イ 平成34年12月末日限り 66,761円

(8) 申立人らが第5項の支払を怠り、その額が436,000円に達したときは、***は当然に期限の利益を失い、***は、相手方に対し、第1項の金員から第5項による既払金を控除した残額（ただし、申立人らは、本件JV工事分の和解金残金から第5項による既払金を控除した残額の限りで連帯する。）及び本件JV工事分の***に係る遅延損害金（前項又は第11項による既払金を除く。）を直ちに支払う。

(9) 申立人らが第5項の支払を怠り、その額が436,000円に達したときは、***は当然に期限の利益を失い、***は、相手方に対し、第1項の金員から第5項による既払金を控除した残額（ただし、申立人らは、本件JV工事分の和解金残金から第5項による既払金を控除した残額の限りで連帯する。）及び本件JV工事分の***に係る遅延損害金を直ちに支払う。

(10) ***が第6項の支払を怠り、その額が900,000円に達したときは、***は当然に期限の利益を失い、***は、相手方に対し、第4項の金員から第6項による既払金を控除した残額を直ちに支払う。

(11) ***が第7項の支払を怠り、その額が68,000円に達したときは、***は当然に期限の利益を失い、***は、相手方に対し、本件残金から既払金を控除した残額を直ちに支払う。

- (12) ＊＊＊＊＊が期限の利益を喪失することなく第5項、第6項及び第7項の各金員を全て支払ったときは、相手方は、＊＊＊＊に対し、本件JV工事分の＊＊＊＊に係る遅延損害金及び第4項の金員から第6項及び第7項による既払金を控除した残額を免除する。
- (13) ＊＊＊＊＊が期限の利益を喪失することなく第5項の金員を全て支払ったときは、相手方は、＊＊＊＊に対し、本件JV工事分の＊＊＊＊に係る遅延損害金を免除する。
- (14) 相手方は、申立人らに対するその余の請求を放棄する。
- (15) 申立人らと相手方は、申立人らと相手方との間には、別訴和解を含めて本件に関し本調停条項に定めるもののほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (16) 調停費用は、各自の負担とする。

4 調停理由

本事件については、川崎簡易裁判所調停委員会から調停成立についての強い要請がなされたこと及びこの調停により申立人らと相手方との間の紛争が早期に解決することを勘案し、調停を成立させようとするものである。

参考資料

事 件 の 概 要

- 1 平成20年3月19日、本市は、野川地区ほか下水枝線第15号工事（以下「本件工事1」という。）の一般競争入札を実施し、同月25日、***
****（以下「****」という。）及び*****（以下「*
」という。）（以下「申立人ら」という。）で構成した・**共
同企業体と工事請負契約を締結した。
- 2 平成20年8月6日、本市は、宮前平地区下水枝線第3号工事（以下「本
件工事2」という。）の一般競争入札を実施し、同月11日、****と工
事請負契約を締結した。
- 3 平成21年1月20日、本市は、有馬地区下水枝線第15号工事（以下「本
件工事3」という。）の一般競争入札を実施し、同月26日、****と工
事請負契約を締結した。
- 4 公正取引委員会は、平成20年3月12日から平成21年3月31日まで
の間において、本市が一般競争入札の方法により発注する下水管きょ工事に
ついて、申立人らが他の事業者と共同して、私的独占の禁止及び公正取引の
確保に関する法律に規定する不当な取引制限を行ったとして、平成22年4
月9日、申立人らに対し、同法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令（以
下「排除措置命令等」という。）を行った。これらのうち****に対する
排除措置命令等は、同法に基づく審判の請求がなされることなく確定したが、
同年6月9日、****は、公正取引委員会に対し、同法に基づく審判を請
求した。
- 5 平成22年9月1日、本市は、本件工事1に係る工事請負契約に基づき、

申立人らに対し、連帯債務として負担する不正行為に対する賠償金として本件工事1に係る工事請負契約の最終請負金額の10分の2に相当する額61,515,300円を、本件工事2及び本件工事3に係る工事請負契約に基づき、****に対し、不正行為に対する賠償金として本件工事2及び本件工事3に係る工事請負契約の最終請負金額の10分の2に相当する額の合計額38,005,800円を、それぞれ同年11月30日までに支払うよう請求したところ、同年12月22日、****は、その一部を納付した。

6 ****は、賠償金の未納額の支払請求には応じず、平成23年1月28日、本市に対し、賠償金の債務は存在しないことの確認の訴えを横浜地方裁判所川崎支部に提起したため、同年7月1日、本市は、****に対して賠償金の未納額の支払を求める反訴を提起した。

7 ****は、賠償金の支払請求には応じず、その後も引き続き、これに応じないと認められたため、平成23年7月1日、本市は、****に対して不正行為に対する賠償金支払請求の訴えを横浜地方裁判所川崎支部に提起した。

8 平成24年4月26日、本市の****に対する請求を認める第1審判決が言い渡され、同年5月15日、****は、東京高等裁判所に控訴を提起した。

9 平成24年8月27日、本市の****に対する請求を認める第1審判決が言い渡され、同年9月10日、****は、東京高等裁判所に控訴を提起した。

10 平成24年11月26日、公正取引委員会は、****の審判請求を棄却する審判審決をし、同年12月26日、****は、審決取消請求の訴えを東京高等裁判所に提起した。

11 平成24年12月20日、本市の****に対する請求の控訴審におい

て、本市は、****と訴訟上の和解をした。当該訴訟上の和解の主な内容は次のとおりである。

(1) ****は、本市に対し、80,792,355円及びこれに対する平成22年12月1日から支払済みまで年8.25パーセントの割合による金員の支払義務があることを認める。

(2) ****は、本市に対し、80,792,355円及びこれに対する平成22年12月1日から平成24年4月26日まで年3.1パーセントの割合による金員の合計額84,310,272円を分割して支払う。

12 平成25年4月17日、本市の****に対する請求を認める控訴審判決が言い渡され、同月25日、****は、最高裁判所に上告の提起及び上告受理申立てをした。

13 平成26年1月31日、****の審決取消請求を棄却する第1審判決が言い渡され、同年2月12日、****は、最高裁判所に上告の提起及び上告受理申立てをした。同年6月18日、****の審決取消請求の上告を却下する決定がなされた。

14 平成26年12月19日、本市の****に対する請求の上告審判決が言い渡され、本件工事1に係る工事請負契約約款において、公正取引委員会の排除措置命令又は課徴金納付命令が確定した際に、注文者は請負人に対して不正行為に対する賠償金を求めることができると定められていたところ、請負人である共同企業体の構成員のうちいずれかの者についてのみ排除措置命令等が確定した場合に、その他の構成員についてまで賠償金等の支払義務を負わせることは、当該構成員に不測の不利益を被らせることになる等とし、本市の請求は棄却された。

15 平成27年4月16日、****の審決取消請求について、上告審として受理しないとの決定がなされ、****に対する排除措置命令等が確定し

た。

16 平成27年7月28日、本市は、****に対し、賠償金52,288,005円を、同年9月30日までに支払うよう請求した。

17 平成28年5月20日、申立人らは、債務の一部免除、分割弁済及び連帯関係の解消を求めて、川崎簡易裁判所に債務弁済協定調停の申立てをした。

18 本調停は、7回に及ぶ調停期日を経てきたが、川崎簡易裁判所調停委員会から調停成立についての要請が強くなされたものである。